

仕様書

1 件名

令和8年度 佐伯市立小・中学校 GIGA スクール端末等売却(単価契約)

2 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末(以下、「GIGA スクール端末」という)を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、端末を適切に処分する必要性も極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法(令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」)を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3 受託条件

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。)を受けていること。又は、資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者等(製造事業者でない場合は、AppleJapan合同会社の正規ディストリビューター)であること。なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていることを証明する書類等を提出すること。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、受注者が小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法に基づくパソコン・タブレットの適切な処分実績(前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること)を有していること。なお、一般競争入札参加申込時に前年度の処分実績を示す書類(法令に基づき提出している報告書)を提出すること。

4 業務内容

- (1) 受注者の業務は、佐伯市立小・中学校で児童生徒が使用していた GIGA スクール端末等を回収し、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。
- (2) GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「9 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。
- (3) 端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収・運搬に必要な車両の確保や必要な作業に係る経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。

5 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月12日まで

6 引渡し対象品

GIGA スクール端末 iPad 第8世代 Wi-Fi モデル

※付属品(画面保護フィルム・AC アダプタ・充電ケーブル・キーボードケース・タッチペン等)も引渡し対象とする。ただし付属品数は端末数より少ない可能性があるため考慮すること。

※アクティベーションロックの解除、Apple School Manager の所有解除、MDM 管理の解除、タブレット端末の初期化は、発注者において実施済み。

7 予定数量及び引渡し場所

- (1) 予定数量及び引渡し場所は別紙のとおり。ただし、実際の引渡し数量(確定数量)は変動する可能性があるため、契約後に協議のうえ決定する。
- (2) 電源が入らない等の不良端末についても、総台数の5%以内までは買取台数に含めるものとする。

8 引渡しの方法

発注者と受注者は、引渡し対象品を引渡し日時、場所、品目、数量等について、事前に協議を実施する。受注者は、協議内容に基づき、端末等を回収するための専用梱包材を各引渡し場所に配布し、各引渡し場所にて梱包した端末等を回収する。回収後に回収した端末の数量を確認し、発注者に報告するものとする。

9 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、以下を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度における受注者の認定計画に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施する。
- (2) 情報漏洩防止のため、防犯カメラ設置、記憶媒体持ち込み・持ち出し防止策、警備システム等を整備すること。
- (3) 文部科学省が定める「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月改訂、以下「セキュリティガイドライン」)に準拠したデータ消去を行うこと。データ消去の品質として ADEC(データ適正消去実行証明協議会)の消去プロセス認定を最高位で受けた業者で行うこと。具体的な方法として、OS 等からアクセス可能な全てのストレージ領域を、データ消去ソフトウェアにより上書き消去する方式(以下「上書き消去方式」)にて確実に消去を行うこと。ソフトウェア消去が不可の場合は、物理破壊行い、破壊方法、完了日時、作業者名を記載した証明書を発行すること。
- (4) 端末毎に個体番号、消去方法、完了日時、作業者名を記載した証明書を発行し、発注者が端末ごとにデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去に関する内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (5) 再使用する場合、発注者が所有していたことが分かるシール等は全て削除すること。

10 履行確認

受注者より提出を受けたデータ消去完了証明書で各端末のデータ消去作業が完了したことを確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

11 支払い方法及び所有権の移転

- (1) 受注者は、発注者の履行確認完了後に、発注者が発行する納入通知書により、契約金額を支払うこと。
- (2) 引渡し品の所有権は、受注者から発注者への買受代金の支払いが完了した時点で売払者から受注者に移転する。

12 協議事項

受注者は、発注者と連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し、その指示に従うこと。

13 留意事項

(1) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(2) その他

- ① 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。
- ② 受注者は、本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる指置を講じ、速やかに書面をもって通知すること。受注者の業務開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。
- ③ 本仕様書に定める全ての業務(データ消去、証明書発行、再資源化等)を履行するための費用は、受注者の負担とすること。

別紙（予定数量及び引渡し場所）

NO	学校名等	iPad 8		
		良品数	不良品数	合計
1	佐伯小学校	257	0	257
2	佐伯東小学校	147	0	147
3	渡町台小学校	473	0	473
4	鶴岡小学校	529	0	529
5	上堅田小学校	222	0	222
6	八幡小学校	96	0	96
7	下堅田小学校	135	0	135
8	木立小学校	38	0	38
9	東雲小学校	21	0	21
10	明治小学校	183	0	183
11	上野小学校	104	0	104
12	切畑小学校	78	0	78
13	本匠小学校	27	0	27
14	宇目緑豊小学校	45	0	45
15	直川小学校	36	0	36
16	松浦小学校	44	0	44
17	米水津小学校	33	0	33
18	蒲江翔南小学校	129	0	129
19	鶴谷中学校	489	0	489
20	佐伯城南中学校	332	0	332
21	彦陽中学校	59	0	59
22	佐伯南中学校	229	0	229
23	東雲中学校	26	0	26
24	昭和中学校	194	0	194
25	本匠中学校	23	0	23
26	宇目緑豊中学校	43	0	43
27	直川中学校	19	0	19
28	鶴見中学校	24	0	24
29	米水津中学校	25	0	25
30	蒲江翔南中学校	96	0	96
31	まな美	99	48	147
32	データセンター	0	209	209
	合計	4,255	257	4,512